

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 31 年 1 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	工業統計調査	2
2	一般統計調査の承認	4
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	5
	(2) 変更	5

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあつては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H31. 1. 15	工業統計調査	経 済 産 業 省 大 臣 官 房 調 査 統 計 グ ル ー プ 構 造 統 計 室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	工業統計調査
承認年月日	平成31年1月15日
実施機関	総務省統計局統計調査部経済統計課、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室
目的	我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。
沿革	<p>本調査の前身は、明治16年から行われた農商務統計のうちの「工場統計」（職工10人以上を調査）であるが、独立した調査としては、明治42年に開始された「工場統計調査」（職工5人以上の工場を対象に5年周期で実施）が初回となる。その後、大正9年に周期を毎年調査に改め、昭和14年には、従業者数等による調査の範囲に関する制限を撤廃して全ての工場を対象とする全数調査となり、名称も「工場調査」に変更された。</p> <p>昭和22年には、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第10号を作成するための調査として、製造業を対象とする「工業調査」となり、昭和26年以降は、現在用いられている「工業統計調査」の名称で実施されている。</p> <p>調査対象に関する大きな変更としては、昭和56年に、都道府県及び市町村の事務負担の軽減、調査対象の負担の軽減、また国の財政事情の逼迫による予算上の制約などにより、調査簡素化の一環として、特定年次（西暦末尾1, 2, 4, 6, 7, 9年）における裾切り調査が導入されたが、平成22年からは、経済センサス - 活動調査の創設に伴い、従業者3人以下の事業所は調査の対象から除外するとともに、昭和56年以降実施されてきた西暦末尾0, 3, 5, 8年の全数調査は廃止され、経済センサス - 活動調査実施対象年以外は裾切り調査とされた。</p> <p>このほか、近年の大きな変更としては、平成25年に、単独の製造事業所は調査員調査、複数の製造事業所を有する企業傘下の事業所は国担当調査（本社一括調査と国直送調査）とする調査方法の変更がなされた。</p> <p>平成31年（2019年）以降の調査については、これまで経済産業省が実施する調査として行ってきたものを、総務省と経済産業省との共管調査に変更する。</p>
調査票の構成	1 - 甲調査票 2 - 乙調査票
公表	インターネット （工業統計調査速報：調査実施翌年の3月末、 工業統計調査産業別統計表[概要版]：調査実施翌年の5月末、 工業統計調査産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表：調査実施翌年の12月末）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年（2019年）以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、調査の目的の変更及び調査の共管化（総務省と経済産業省との共管調査）</p>
調査票 - 1	甲調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）で、従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）。
客体数／母集団数	約65,000事業所
選定方法	全数
母集団情報	
配布・取集	調査員・郵送・オンライン
把握時	<p>毎年6月1日現在（経済センサス - 活動調査実施年を除く。）</p> <p>ただし、調査事項7、9、10、12（品目別製造品在庫額を除く）、13、16は、前年1月1日から12月31日までの1年間。また、調査事項11は、前年の年初（1月1日現在）、年末（12月31日現在）、12（品目別製造品在庫額）は、年末（12月31日現在）。</p>

調 査 組 織	【単独事業所】総務省及び経済産業省－都道府県－市町村 ^(注) －調査員－報告者 【本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所】総務省及び経済産業省－民間事業者－報告者 (注) 市には特別区を含む。
調 査 周 期	1年(ただし、経済センサス-活動調査実施年を除く。)
実施期間又は提出期限	【調査員調査】市町村長の定める日(ただし、オンラインは総務大臣及び経済産業大臣が定める日)、【郵送調査】総務大臣及び経済産業大臣が定める日
調 査 事 項	1. 事業所の名称及び所在地、2. 本社又は本店の名称及び所在地、3. 他事業所(国内)の有無、4. 経営組織、5. 資本金額又は出資金額(会社に限る)、6. 従業者数、7. 現金給与総額、8. (後記9～13)の消費税の経理処理の状況、9. 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額、10. 有形固定資産、11. 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額、12. 製造品の出荷額、在庫額等、13. 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、14. 主要原材料名、15. 作業工程、16. 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、17. 工業用地及び工業用水
調 査 票 - 2	乙調査票
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く)で、従業者4人以上29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
客体数/母集団数	約290,000事業所
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	
配 布 ・ 取 集	調査員・郵送・オンライン
把 握 時	毎年6月1日現在(経済センサス-活動調査実施年を除く。) ただし、調査事項7、9、10、11、12は、前年1月1日から12月31日までの1年間。
調 査 組 織	【単独事業所】総務省及び経済産業省－都道府県－市町村 ^(注) －調査員－報告者 【本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所】総務省及び経済産業省－民間事業者－報告者 (注) 市には特別区を含む。
調 査 周 期	1年(ただし、経済センサス-活動調査実施年を除く。)
実施期間又は提出期限	【調査員調査】市町村長の定める日(ただし、オンラインは総務大臣及び経済産業大臣が定める日)、【郵送調査】総務大臣及び経済産業大臣が定める日
調 査 事 項	1. 事業所の名称及び所在地、2. 本社又は本店の名称及び所在地、3. 他事業所(国内)の有無、4. 経営組織、5. 資本金額又は出資金額(会社に限る)、6. 従業者数、7. 現金給与総額、8. (後記9～11)の消費税の経理処理状況、9. 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額、10. 製造品出荷額等、11. 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、12. 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、13. 主要原材料名及び簡単な作業工程

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
労使関係総合調査	平成31年1月21日	厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室	日本国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにするとともに、労使間の意思の疏通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を明らかにすることを目的とする。	全国	4	61,000組合 5,500事業所 6,400人	全数 無作為抽出	職員(都道府県労政主管課及び労政主管事務所) 郵送 オンライン	1年 5年	平成31年(2019年)7月1日～7月20日	本調査は、以下の4調査で構成されており、毎年①及び②～④のいずれかを組み合わせて行われている。 ①労働組合基礎調査(毎年) ②労働組合活動等に関する実態調査(2年又は3年おき) ③労使間の交渉等に関する実態調査(2年又は3年おき) ④労使コミュニケーション調査(5年周期) 今回の承認は、このうち「労働組合基礎調査」と「労使コミュニケーション調査」に係るもの
地域児童福祉事業等調査	平成31年1月21日	厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	47都道府県 74市 7,000施設	全数	郵送 オンライン	1回限り	平成31年1月 平成31年3月	今後も継続的な実施が想定されているが、次回調査以降の調査事項の早期削除等について検討が必要であるとの観点から、1回限りで承認

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	熊本市子ども・子育て支援事業計画(第二期)策定に係る利用希望等把握調査	平成31年1月7日	熊本市健康福祉局子ども未来子ども政策課	教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の利用状況及び利用希望を把握し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるための基礎資料を得ることを目的とする。	熊本市全域	2	15,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	5年	平成31年1月中旬～1月下旬
	奈良県外国人等宿泊旅行統計調査	平成31年1月9日	奈良県観光局インバウンド・宿泊戦略室	奈良県内の宿泊施設における外国人宿泊者数、国籍別宿泊者数等を把握し、観光施策を立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	奈良県全域	1	500事業者	全数	郵送	四半期	4月、7月、10月、1月のそれぞれ10日～20日
	千葉県工業生産動態統計調査	平成31年1月11日	千葉県総合企画部統計課	千葉県の工業生産の動態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	1	80事業所	有意抽出	郵送 オンライン FAX	毎月	翌月10日
	沖縄リゾートウエディング統計調査	平成31年1月17日	沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課	沖縄県内におけるリゾートウエディングの実施状況を把握し、効果的な誘客戦略の立案や誘客宣伝、県内関係企業との連携等を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	沖縄県全域	2	60事業者	全数	郵送 オンライン	半年	8月上旬 翌年2月中旬
	市町村リーガルウエディング実施組数調査	平成31年1月17日	沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課	沖縄県内におけるリーガルウエディングの実施状況を把握し、リーガルウエディングの受入体制の整備、効果的な誘客戦略の立案や誘客宣伝等を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	沖縄県全域	1	41市町村	全数	郵送 オンライン	半年	8月上旬 翌年2月中旬
	岡山県鉱工業指数作成調査	平成31年1月28日	岡山県総合政策局統計分析課	岡山県の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数(生産、出荷、在庫)作成の基礎資料を得ることを目的とする。	岡山県全域	1	50事業所	有意抽出	郵送	毎月	翌月中旬
	(2) 変更	住生活総合調査 拡大調査	平成31年1月4日	滋賀県土木交通部住宅課	滋賀県内の住宅の特性や居住ニーズを把握し、的確な施策の企画立案を図っていくために必要となる基礎資料を得ることを目的とする。	滋賀県全域	1	5,000世帯	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年
京都府鉱工業生産動態統計調査		平成31年1月21日	京都府政策企画部企画統計課	京都府における鉱工業生産の状況を把握し、府鉱工業指数作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	京都府全域	3	33事業所 4機関	有意抽出	職員 郵送 オンライン	毎月	翌月25日～翌々月10日
人口移動理由実態調査		平成31年1月28日	秋田県企画振興部調査統計課	人口移動の理由について、その実態を把握し、秋田県の施策の基礎資料を得ることを目的とする。	秋田県全域	1	50,000人	全数	郵送 オンライン	毎月	翌月15日
中小企業景況調査		平成31年1月28日	愛知県産業労働部産業労働政策課	愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	愛知県全域	4	2,000社	無作為抽出	郵送 FAX	四半期	5月、8月、11月、2月の末日のそれぞれ3日前頃から10日間
さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査		平成31年1月28日	さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部	さいたま市総合振興計画後期基本計画の着実な推進を図るために設けた「成果指標」の現状把握をすることを目的とする。	さいたま市全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	平成25、29、30、31及び32(2020)年度	平成31年2月11日～2月25日
神戸市内景況・雇用動向調査		平成31年1月28日	神戸市経済観光局経済部経済政策課	具体的施策や事業について意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市の事業や施策を実施していく上での参考とすることを目的とする。	神戸市全域	1	2,000社	有意抽出	郵送	半年	平成31年2月1日～2月28日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。